

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぽう

平成28年  
(2016年) 1月15日  
毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

第1963・4号  
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 井原 好英

http://www.si-gichokai.jp

# 市議会旬報



特別名勝 栗林公園  
(写真提供=栗林公園観光事務所)



年頭にあたり  
全国市議会議長会会長  
岡下 勝彦  
(高松市議会議長)

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は、全国市議会議長会の活動に際しまして、格別のご理解とご支援を賜りましたこと、衷心より厚く御礼申し上げます。

昨年は、関東・東北豪雨により甚大な被害が発生するなど、自然災害が猛威を振るいました。9月17日には、第1回防災推進国民会議が首相官邸において開催され、私も同会議の議員に就任いたしましたので、微力ながら国民の防災に関する意識向上に力を尽くしてまいります。

さて、地方財政の財源が大幅に不足する中、社会保障関係経費の増大や地域の防災・安全対策などに対応するためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の充実確保が極めて重要であります。

平成28年度地方税制改正では、償却資産に係る固定資産税の取り扱い、ゴルフ場利用税の存廃、車体課税の見直しなどが焦点となり、大変に厳しい展開となりましたが、12月16日に決定した与党税制改正大綱では、償却資産に係る固定資産税については、市町村の基幹税であることに鑑み堅持するとされ、時限的な特例で一部(機械・装置)に軽減措置を講じるとされました。車体課税については、自動車取得税の29年3月31日の廃止に当たり、自動車税、軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設するとされ、導入に伴う条例改正や賦課徴収システムの構築、納税者への周知などに適切に取り組めるよう、税制改正において、具体的な制度設計を講じるとされたほか、ゴルフ場利用税は、引き続き現行制度を堅持するとされました。

総務大臣と財務大臣との間で決着した平成28年度地方財政対策では、一般財源総額は前年度比0・1兆円増の61・7兆円が確保されました。地方税が増収となる中、地方交付税総額は前年度とほぼ同額が確保され、臨時財政対策債の発行は大幅に抑制されました。

また、地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革などに取組むために必要な経費が、重点課題対応分(仮称)として地方財政計画の歳出に計上されました。地方創生のさらなる推進に向けて「まち・ひと・しごと創生事業費」は前年度同額の1兆円が確保され、地方創生の【2面へ続く】

【1面から続く】

深化のための「新型交付金」は、同交付金に係る地方負担に「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を適切に講じるとされ、引き続ぎ地方税財源の充実確保を強く求めてまいります。

現在、国において、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みがなされております。地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、全国的なうねりとして高まってきた大きな流れを緩めてはなりません。地方創生の推進に当たっては、活力

ある地域社会の実現が不可欠なことから、医療・介護・子育て・教育などの厚生文教施策、地域を支える産業の振興、都市基盤整備や防災対策など住民生活を根底から支える各施策の充実強化について、引き続き国に対し強く求めていく必要があります。

地方分権改革については、昨年も提案募集方式により地方から多くの提案がなされ、その取り扱いについて、12月22日に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。7割を超える提案が実現・対応可能とされ、今後、法律改正が

必要な事項については、一括法案などが通常国会に提出される予定であります。本会では、今後もさらなる地方分権改革の推進のため、提案募集方式での地方の提案の実現、さらなる義務付け・枠付けの見直し、都道府県から基礎自治体への権限移譲などを求めてまいります。

次に、地方議会の権能強化については、第31次地方制度調査会において、地方議会制度を含む審議項目が検討されており、本会では、引き続き、地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮できるように、地方議会議員

の法的位置付けの明確化、議長への議会招集権の付与、決算不認定の場合の首長の対応措置などの実現を強く求めてまいります。

東日本大震災からの復旧・復興については、発災後5年が経過しようという現在においても、いまだ解決すべき困難な課題が山積しており、平成28年度以降5年間の復興創生期間において、復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるように万全の対策を国に対し強く求めてまいります。

と福祉向上に寄与するため、現在約5万5000人の受給者に対し、退職年金・遺族年金などの給付を継続しております。市議会議員共済会では、引き続き適切かつ円滑な業務運営に努めてまいります。また、地方議会の果たすべき重要な役割を踏まえ、有為な人材を確保し安心して職務に専念できるように、地方議会議員に対し基礎年金に上乘せの報酬比例部分のある被用者年金への加入を求め、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会とも連携し要望しているところでもあります。

このように、市議会を取り

巻く課題は山積しておりますが、引き続き各市議会、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、10月に新装した本会のホームページでは、新たに市区議会情報や意見書ボックスなどのコンテンツを設け、利用者との相互交流を図るための環境を整え、今後も、本紙やフェイスブックとともにさらなる情報発信に努めてまいります。

結びに、各市、各市議会がますますの発展、皆様方のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げます、新春のご挨拶いたします。



平成28年 年頭所感

総務大臣

高市早苗

【はじめに】  
新春のお慶びを申し上げます。

平素より、総務省職員ともどもご指導を賜り、有難うございます。  
一昨年9月に総務大臣に就任致しまして以来、地方経済の好循環を確立する「ローカル・アベノミクス」の実行を

掲げ、地域経済の再生と財政健全化の両立、社会全体のICT化の推進、誰もが意欲を持って参画できる社会の実現、安心・安全な社会の構築等の重要課題に取り組んでまいりました。我が国の現状を見れば、アベノミクスの諸施策により、経済の好循環が実現しつつあり、デフレ脱却まであ

と一歩というところまで来ています。  
本年も、総務省の総力を結集して取組を加速し、誰もがもう一歩前へ踏み出すことができる「二億総活躍社会」を創り上げると強い決意の下、昨年、大筋合意に達したPPPを経済再生・地方創生に結びつけながら、できることは

全て行うとの認識を持って、関係府省と連携し、効果的な施策を立案・実施してまいります。

【地方から日本を再生する】  
このため、平成28年度の地方財政については、地方創生等の重要課題に取り組むこと、地方自治体が安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額について前年度を0・1兆円上回る61・7兆円程度を確保するとともに、まち・ひと・しごと創生事業費についても、地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、引き続き1兆円を計上し

てまいります。また、地方税が大幅に増収となる中で、地方交付税総額について昨年度とほぼ同程度となる16・7兆円程度を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行額を前年度から0・7兆円の大増減とするなど、一般財源の質を高めてまいります。

地方税においては、外形標準課税の拡大や、自動車税・軽自動車税における環境性能課税の創設など、安倍内閣の最重要課題であるデフレ脱却と経済再生を地方から後押しする取組を進めるとともに、地方法人課税の偏在是正措置等を進め、全国の各地方自治

体が地方創生の推進に取り組む基盤となる地方税財源の充実確保に努めてまいります。

地方自治体がエンジンとなって、地域の総力を挙げて地域の有効需要を掘り起こし、所得と雇用を生み出すことで地方からのGDPの押し上げを図る「地域経済好循環推進プロジェクト」を推進し、為替変動にも強い地域の経済構造改革を進めてまいります。具体的には、創業支援事業計画に基づき、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プ

【3面へ続く】

【2面から続く】

「ロジエクト」や、バイオマス等の地域資源を活用して地域エネルギー企業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」により、地域で生産性の高い企業を次々と立ち上げてまいります。

地方への人の流れを促進するため、昨年開設した「移住・交流情報センター」において、地方自治体や関係府省と連携した取組を進め、「全国移住ナビ」の更なる充実と併せ、移住希望者への情報提供体制を強化してまいります。

また、地方への人材還流を促進するため、「地域おこし協力隊」の隊員数を平成28年度中に約3000人に拡充することを目指します。

さらに、「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、連携中枢都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進します。過疎地域など条件不利地域については、基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏の形成などにより、集落の維持・活性化を図ってまいります。

【世界最先端のICT大国へ】

農業、医療、教育、雇用、行政等、様々な分野へのICTの利活用を一層推進することで地域の産業・魅力を引き上げ、地域活性化に向けた好循環の芽を育ててまいります。そのため、ICTを活用した街づくりに取り組みする地方自治体等への支援や、企業や雇用の地方への流れを促進するテレワークセンター・サテライトオフィス等での遠隔勤務（ふるさとテレワーク）の推進、地域においてもICTの恩恵を十分に享受することができるよう、地域住民や訪日外国人にとって平常時・災害時問わず有効な情報収集手段となる無料Wi-Fiの整備をはじめ、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進します。

本年5月に我が国が議長国となり開催される「G7伊勢志摩サミット」の関連閣僚会合として、4月29日、30日に「G7香川・高松情報通信大臣会合」を香川県高松市において開催します。IoTやセキュリティ対策など、世界的にも関心が高いテーマについてG7各国の担当大臣と議論を深めるとともに、ICT分野における我が国のリーダーシップを発揮し、首脳会合に

【くらしやすく働きやすい社会を実現する】

一億総活躍社会に資するため、女性、高齢者、障害をお持ちの方、山間や離島にお住まいの方など、我が国の全ての人が活躍できる可能性を広げるテレワークの普及を更に促進し、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、関係省庁と連携して取り組んでまいります。

地方自治体においては、子育て、教育等の住民に身近な行政について多様な発想が求められており、女性の活躍の場を広げることが、柔軟な働き方改革とともに、経営戦略上の重要課題になっていきます。すべての地方自治体は、「女性活躍推進法」により、本年3月末までに女性活躍のための行動計画を策定し、さらに取組を進めることとされており、総務省としても、本年「女性活躍・人材活用推進室（仮称）」を新設し、各地方自治体の取組を強力に支援する考えです。

マイナンバー制度については、本年1月1日からマイナンバーの利用及び個人番号カードの交付が開始されます。引き続き、詐欺対策を含めたマイナンバー制度の広報、個

【国民の生命・生活を守る】

被災自治体には、これまでに全国の地方自治体から延べ9万人以上、昨年も約2200人の職員が派遣され、活躍して下さっています。被災から間もなく5年となりますが、被災地の復興事業が本格化する時期を迎えるため、総務省としては、被災自治体の要望等を踏まえ、改めて全国の地方自治体に職員派遣を要請させていただくほか、任期付職員の採用支援等について努めるなど、被災自治体のマンパワー確保を支援してまいります。

また、平成28年度以降の復興事業等に係る被災自治体の負担について、平成32年度までの「復興・創生期間」中は、その財源を確保し、引き続き震災復興特別交付税による措置を行ってまいります。今後とも、被災自治体の実情を十分にお伺いしながら、被災地の復興に真に必要な復興事業の実施に支障が生じないように、適切に対処してまいります。

昨年は、5月の口永良部島噴火や9月の関東・東北豪雨などの災害が発生しました。また、今後は、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生が危惧されています。

このため、今後の大規模災害等に備え、緊急消防援助隊の大幅増隊や、多様化・高度化する消防需要に対応するための常備消防力の充実強化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化などに取り組んでまいります。

中でも、消防団の充実強化については、すべての都道府県知事及び市区町村長に、消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などを要請しております。また、日本経済団体連合会等の経済団体に対しても、就職活動時の学生消防団活動への

【未来を拓く】

選挙権年齢の18歳への引下げを踏まえ、若者の政治意識の向上を図るためにも、国や社会の問題を自分たちの問題として考え、捉え、行動していく主権者を育てることが重要であります。総務省においても、すべての高校生に政治や選挙に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」を配布するとともに、若者啓発グループと連携して全国各地でシンポジウム等を開催しており、各選挙管理委員会等の関係機関とも十分連携し、主権者教育の充実を図ることに、若者の政治意識の向上に取り組んでまいります。

【結びに】

以上のように、総務省が対応すべき課題は多岐に渡りますが、本年も総務省が持つ政策資源を総動員し、全力で働いてまいります。

皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとって飛躍の年となりますようお祈り申し上げます。



# 平成28年 年頭所感

## 地方創生担当大臣

### 石破 茂

皆様、新年あけましておめでとうございます。

市議会議員の皆さまの地方創生実現に向けたご尽力に改めて敬意を表し、感謝申し上げます。

昨年平成27年の地方創生の取組を振り返ってみますと、まずは「小さな拠点」の形成や企業の地方移転を進めるための措置を盛り込んだ地域再生法の改正法案が審議され、6月に成立、8月から施行されました。

3月には、いわゆる地方創生先行型交付金のうち基礎交付金を交付しました。これにより、各地方公共団体における地方版総合戦略の策定が促進されるとともに、地方創生を進めるために地方公共団体が(総合戦略の策定に先立ち)先行的に行う取組がスタートしました。

4月からは、地方創生人材支援制度により、国家公務員、大学、民間合わせて69名の人材が、規模の小さな市町村に派遣されました。彼らは、まさに地方創生の第一線である市町村において、総合戦略の策定や具体の取組の企画立案・推進に取り組んでくれています。

また、4月から、「地域経済分析システム(RESSAS(リーサス))」の提供を開始しました。これは、様々な官民のビッグデータをを用いて、地域の強み・弱みを客観的に分析し、総合戦略の策定や種々の施策の立案のための基礎とするもので、地方公共団体の方々のみならず、一般の方も使っていただいています。

全国各地方で、一般の方も対象にした、RESSASの普及を図るためのセミナーを開催するとともに、高校や大学などでの出前講座も行いました。秋口からは、「地方創生☆政策アイデアコンテスト2015」と銘打って、RESSASを活用した地域分析を土台に考案された政策アイデアを、中高生、大学生、一般の方か

ら募集し、全国から907件の提案を頂きました。12月には、最終審査に残った10組により最終審査会が行われましたが、いずれの組も、提案内容・プレゼンテーションともに素晴らしく、特に、中高生の皆さんの発表は、若者ならではの新たな着想と真摯さにあふれ、日本の未来にまだまだ希望があることを感じさせてくれる見事な出来栄でした。以下のサイトで、このコンテストの動画をご覧ください。

https://www.youtube.com/channel/UCWbEo4EgshJ196rLm3HGGGQ

10月には、地方創生先行型交付金の上乗せ交付金の対象を決定しました。上乗せ分のうち、先駆的な事業に対して交付するいわゆるタイプIについては、709事業を交付対象として決定しました。その中でも特徴的な取組を行っている事業について、どのよ

うなKPI(重要業績評価指標)を設定しているか、官民連携、地域間連携、政策間連携といった点でどのような先駆性があるのかなどを示した事例集としてとりまとめました。各地方公共団体におかれましては、こうした事例も参考にしつつ、後述する「地方創生加速化交付金」や新型交付金「地方創生推進交付金」を活用して、創意工夫ある地方創生の取組をさらに進めていただきたいと思います。

東京一極集中を是正する観点から進めている政府関係機関の地方移転については、道府県から70機関の提案をいただきました。研究機関・研修機関等については、提案の約4割に当たる23機関についてその具体化に向けさらなる詳細の検討を進めていくこととしており、中央省庁13機関に係る提案についても、さらに検討を進めてまいります。

また、12月には、「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想について、有識者会議において、最終報告をとりまとめいただきました。「生涯活躍のまち」構想については、260を超える地方公共団体が推進する意向を示しています。今後、関係各省の参画の下、内閣官房に「生涯活躍の

まち支援チーム(仮称)」を設置して、同構想を進める地方公共団体を支援し、同構想の取組の普及・横展開を図っていくこととしています。

そして、年末には、まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂を行いました。これは、6月に策定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」において示された「地方創生の深化」という観点を含め、平成26年末に策定した総合戦略の基本目標やKPIの達成に向けた進捗状況を検証するとともに、後述するような政策×ニューの拡充を図ったものです。

地方版総合戦略については、平成27年度中の策定をお願いしてきております。平成27年10月までに、38道府県・728市町村において総合戦略の策定がなされました。平成28年3月までには、ほぼすべての団体が策定を終えることとなっております。

本年平成28年は、総合戦略策定の段階を終え、まさに具体的事業を本格的に推進する年であります。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂)」においては、以下のように、各分野で政策×ニューの拡充を図っています。

まず、「地方にしごとをつ

くり、安心して働けるようにする」においては、「地域の技の国際化(ローカル・イノベーション)」、「地域の魅力のブランド化(ローカル・ブランドینگ)」、「地域のしごとの高度化(ローカル・サービス生産性向上)」の三つの観点から、特に産業・金融が一体となって「稼ぐ力」の向上に取り組み、ローカルアベノミクスの実現を図っていきます。

また、「地域しごと創生会議」を開催し、官民が力を合わせて、地域経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援を行ってまいります。

次に、「地方への新しいひとの流れをつくる」においては、前述の政府関係機関の地方移転、企業の地方移転、生涯活躍のまち構想を進め、各地方公共団体が取り組まれている移住促進策とともに、東京一極集中の是正に取り組みでまいります。企業の地方移転に関しては、平成28年度税制改正において、企業が東京の本社から地方へ人員を移転させた場合において適用される雇用促進税制について、所得拡大促進税制と併用させることができるようになりま

【4面から続く】

がより高まるものと期待しています。

そして、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」においては、「地域アプローチ」による少子化対策・「働き方改革」を進めてまいります。

出生率や「働き方」については、地域によって大きな差があります。したがって、とりわけこの分野においては、国一律ではなく、地域の特性に応じた対策を展開していくことが重要です。具体的には、出生率に関する各種指標や「働き方」の実態を地域別に分析した「地域指標」の公表をさらに進め、地域の「見える化」を推進してまいります。また、各地域に、地方公共団体や労使団体等が参加する

「地域働き方改革会議」を設置し、地域の実情に合った「働き方改革」を、関係府省の支援の下、進めてまいります。

「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」においては、定自立圏や今回その対象要件を確定させた連携中枢都市圏などを通じた「地域連携」をさらに進めるとともに、「小さな拠点」の形成に取り組み地方公共団体の動きを加速化してまいります。「小さな拠点」については、平成28年度税制改正において、「小さな拠点」の運営を担う法人に対して個人が出資した場合の所得税の特例が認められることとなりました。これにより、地域住民一人ひとりによる手作りの地域経営が一層促進されることが期待

されます。地方への支援については、「地方創生版・三本の矢」として、情報支援・人的支援・財政支援を充実させてまいります。情報支援については、RE S A S について、新たなデータ分野の追加を行うほか、今後とも地方公共団体による活用の支援を行うとともに、国民への普及を図ってまいります。人的支援については、地方創生人材支援制度について、民間からの派遣を拡大するなどの拡充を図った上で派遣希望市町村を募ったところ、91の市町村からの応募があり、4月からの派遣に向けて作業を進めてまいります。「地方創生コンシェルジュ」については、引き続き、地方公共団

体からの相談に対し、親切・正直・丁寧に対応してまいります。財政支援については、まず、平成27年度補正予算において、「地方創生加速化交付金」(1000億円)を措置し、地方公共団体の取組を後押ししてまいります。

平成28年度当初予算においては、新型交付金「地方創生推進交付金」を措置することとしております。これは、地方からの強い御要望を踏まえたもので、国の予算額で1000億円、事業費ベースで2000億円の規模に上ります。地方創生の深化に向けて地方公共団体が中期的に取り組む先駆的な事業を力強く支援するものであり、具体的な成果目標(K P I)の設定と効果検証(P D C A サイクル)を

伴って地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けることを要件とし、地方公共団体において外部有識者の意見や議会の関与を得ながら効果検証を行っていただくことで、将来的には、自立した事業構築を促してまいります。さらに税制においては、「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」を創設することとしております。これは、地域再生法に基づく認定を受けた事業に対し企業が寄附を行った場合、法人関係税において、現行の損金算入措置に加え、3割の税額控除が受けられるもので、企業にとっては、税の軽減効果がこれまでの2倍になる思い切った措置であります。地方公共団体間で地方創生の政策アイデアを競っていたいただくことにより、企業

の地方創生に対する関心がさらに高まることが期待されます。

いつも申し上げているように、地方創生は日本創生であります。今のまま人口減少が進めば、2013年に1億2700万人だった我が国の人口は、2200年には1億391万人、2300年には4億23万人、2900年にはわずかに4000人、そして西暦3000年には、たった1000人になってしまいます。

このような危機感を全国の市議会議員の皆さまとも共有しつつ、これまで以上の責任感と使命感をもって地方創生の実現に向け邁進することをお誓い申し上げます。年頭に当たっての御挨拶といたします。平成28年元旦

自民党 総務部会関係合同会議が開催  
—予算・地財対策等で要望

自由民主党総務部会・消防議員連盟関係合同会議が27年12月17日、自由民主党本部で開かれ、岡下勝彦・本会会長(高松市議会議長)ら地方六団体の各代表者と青柳慎・全国市議会議長会基地協議会副会長(綾瀬市議会議長)ら基

地関係団体の代表者らが出席した。会議では、地方六団体を代表し、石井隆一・全国知事会地方税財政常任委員長(富山県知事)から、まち・ひと・しごと創生事業費の拡充などを要望した。基地関係団体を



岡下本会会長

代表し、朝長則男・全国市長会全国基地協議会会長(佐世



青柳本会基地協議副会長

保市長)から、基地関連予算の確保などを要望した。

補正予算案を閣議決定

政府は27年12月18日、臨時閣議で総額3兆3213億円とする27年度補正予算案を決定した。

補正予算案では、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等のうち、地方創生の本格展開等として、地方創生加速化交付金1000億円を計上している。

# 28年度地方財政対策

## 一般財源総額は61・7兆円

高市早苗・総務大臣と麻生太郎・財務大臣は27年12月22日、28年度地方財政対策について折衝し、合意した。

一般財源総額は27年度より1307億円(0・2%)増の61兆6792億円を確保した。

地方税は38兆7022億円と、27年度より1兆2103億円(3・2%)の増収を見込む中、地方交付税は546

億円(0・3%)減の16兆7003億円とした。臨時財政対策債は27年度より7370億円(16・3%)減の3兆7880億円となる。

地方交付税の別枠加算については、地方税収の動向などを踏まえ、平時モードへの切り替えの観点から廃止。

また、重点課題対応分(仮称)を創設し、2500億円を確保した。内訳は①自治体

政府は27年12月24日、臨時閣議で平成28年度予算案を決定した。

一般会計の総額は、過去最大の96兆7218億円(前年度当初予算比0・4%増)。

歳入において、税収は57兆6040億円(同5・6%増)を見込む。税収増を受け、国債発行額は34兆4320億円(同6・6%減)となり、公債依存度は35・6%(同2・7ポイント減)となった。

歳出において、基礎的財政収支対象経費である一般歳出は、27年度当初予算より4731億円増の5兆8286億円(同

### 平成28年度地方財政対策等についての共同声明

本日、平成28年度予算案が閣議決定され、地方財政対策が決定された。

地方の一般財源総額については、歳出特別枠を重点課題への対応等を含め実質的に前年度と同水準としたうえで、全体として前年度を上回る61.7兆円確保したこと及び景気の回復により地方税が増収となる中で、地方交付税の減少を0.1兆円減と最小限にとどめ、ほぼ前年度並みの16.7兆円を確保したことを評価する。

また、財源の質の面においても、折半対象財源不足額が大幅に減少したことにより、臨時財政対策債が0.7兆円減となり改善されているが、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還金分が累積していくことが見込まれることから、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。

さらに、我々地方が求めてきた地方創生に必要な財源確保については、「まち・ひと・しごと創生事業費」を引き続き1兆円確保するとともに、新型交付金について、平成27年度補正予算「地方創生加速化交付金」1,000億円及び平成28年度当初予算「地方創生推進交付金」1,000億円を計上し、地方が強い決意と覚悟を持って地方創生をスタートできる額が確保されたことを評価する。

なお、今後の新型交付金の制度設計等に当たっては、地方の意見等を十分に踏まえ、自由度の高い内容とすることを求める。

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行き渡らせるため、国と一体となって、地域経済の活性化及び地方創生に全力を挙げて取り組んでいく所存であり、今後とも地方税財源の充実確保を図っていくことを強く求める。

平成27年12月24日  
地方六団体

- 全国知事会 会長 山田 啓二
- 全国都道府県議会連合会 会長 本木 茂
- 全国市長会 会長 森 民夫
- 全国市議会連合会 会長 岡下 勝彦
- 全国町村会 会長 藤原 忠彦
- 全国町村議会連合会 会長 飯田 徳昭

## 28年度予算案を閣議決定

情報システム構造改革推進事業1500億円②高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進500億円③森林吸収源対策等の推進500億円。

公共施設の老朽化対策の推進については、公共施設等最

適化事業費として27年度より1000億円増の2000億円を確保。維持補修費として600億円増の1兆2200億円程度とした。

歳出特別枠については、地方の重点課題に対応するため歳出や公共施設の老朽化対

策に係る歳出を重点的に確保(4000億円)した上で、27年度から同額を減額。4450億円を確保した。

まち・ひと・しごと創生事業費については、27年度に引き続き1兆円を確保した。

通常収支分の地方財政計画

0・8%増)、このうち、社会保障関係費は、同4412億円増の31兆9738億円(同1・4%増)となった。

一般歳出と社会保障関係費の増加額は、「経済・財政再生計画」の目安(一般歳出は3年間で1・6兆円程度、社会保障関係費は3年間で1・5兆円程度)に沿って抑制した。

また、地方創生の本格展開等として、地方の自主的かつ先駆的な取り組みを支援する新型交付金(地方創生推進交付金)を創設し、1000億円を計上した。

東日本大震災復興特別会計には、27年度予算額と比べ、16・9%減の3兆2469億円を計上している(5年間の集中復興期間は28年3月末で終了し、以後5年間は復興・創生期間となる)。

### 地方債計画を公表

総務省は27年12月24日、「平成28年度地方債計画」を公表した。

28年度の規模は、11兆2082億円(前年度比6・0%減)。このうち、普通会計分は8兆8607億円(同6・7%減)、公営企業会計等分は2兆3475億円(同3・1%減)とした。

臨時財政対策債は、3兆7880億円(同16・3%減)を計上。

東日本大震災分は、復興・復興事業として総額382億円(同10・1%減)を計上した。なお、全国防災事業については、27年度をもって終了するため、28年度は予算計上していない(27年度2397億円)。

# 税制改正大綱を決定

自由民主党と公明党の両党は27年12月16日、「平成28年度税制改正大綱」を決定した。また、政府は24日の臨時閣議で「平成28年度税制改正の大綱」を決定している。

本紙では、両大綱のうち、本会の第99回評議員会で決定した「地方税財源の充実確保に関する決議」に関する事項について掲載する。

法人税改革については、国・地方を通じた法人実効税率を現行の32・11%から28年度は29・97%に引き下げ、20%台を実現するとした。引き下げに伴い、法人事業税の外形標準課税の拡大など課税ベースの拡大などを行う。

固定資産税については、償却資産に対する固定資産税の制度を堅持するとした。しかし、30年度末までの時限措置であるが、機械・装置の取得に係る固定資産税の課税標準の特例措置(減収見込額は平年度1・83億円)を創設する。車体課税については、28年度に変更はないが、29年4月1日の消費税率の10%への引

き上げ時の自動車取得税廃止に伴い、自動車税、軽自動車税それぞれに環境性能割(仮称)を創設する。廃止による減収見込額は平年度1075億円、環境性能割の創設によ

## 総合戦略改訂版を閣議決定

### ―まち・ひと・しごと創生

政府は27年12月24日、臨時閣議で「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」を決定した。

総合戦略改訂版は、26年12月に閣議決定した総合戦略(本紙1926・7・8号4面参照)に、27年6月に閣議決定した基本方針(本紙1946号4面参照)などを盛り込み、変更している(総合戦略、基本方針、総合戦略改訂版はまち・ひと・しごと創生本部ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/>))参照)。

主な変更点であるが、「基本的な考え方」には、地方創

る増収見込額は平年度891億円となる。

ゴルフ場利用税については、両大綱に記載はないが、総務省が12月に公表した「平成28年度地方税制改正(案)について」において、「現行制度を堅持」としている。

地球温暖化対策に関する財

源の確保については、市町村による継続的、安定的な森林整備などの財源に充てる税制(森林環境税(仮称))などの新たな仕組みを検討するとし、その時期については適切に判断するとした。

なお、与党の大綱は、自民党ホームページ([http://jimin-ness.nifty.com/pdf/news/policy/13106\\_1\\_1.pdf](http://jimin-ness.nifty.com/pdf/news/policy/13106_1_1.pdf))、政府の大綱は財務省ホームページ([http://www.mof.go.jp/tax/policy/tax\\_reform/outline/fy2016/20151224taikou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax/policy/tax_reform/outline/fy2016/20151224taikou.pdf))に掲載している。

生をめぐる現状認識に、直近の状況を踏まえ、▽「戦略策定」から「事業推進」の段階へ▽一億総活躍社会の実現とPPPを踏まえた対応▽広報周知などを追加している。

「今後の施策の方向」では、基本方針を踏まえ、「『地方創生の深化』を目指す」とし、ローカル・アベノミクスの実現(①稼ぐ力②地域の総合力③民の知見を引き出す)、新たな①枠組み②担い手③圏域づくり、地方創生版・三本の矢①情報②人材③財政支援について追加した。

また、「政策パッケージ」に、▽生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた

総合的取組▽観光業を強化する地域における連携体制の構築▽農林水産業の成長産業化▽政府関係機関の地方移転▽少子化対策における「地域アプローチ」の推進▽まちづくり・地域連携などを追加・改編している。

以上のうち、地方創生版・三本の矢については、「地方創生に向けた多様な支援」として後述している。①情報支援の矢では▽「地域経済分析システム(RESAS)」の開発、日本版DMOへの情報支援など、②人的支援の矢では▽地方創生リーダーの育成・普及▽地方創生コンシェルジュなど、③財政支援の矢では▽地方創生の深化のための交付金▽地方創生関連補助金等の見直し▽地方財政措置▽税制について詳述している。

## 議会人事

### 議長

▽伊豆の国 後藤眞一(4・10)

▽那須塩原 中村芳隆(5・8)

▽岩見沢 笹島清一(5・18)

▽川西 安田忠司(10・26)

▽守山 菅井昌彦(10・27)

▽むつ 浅利竹二郎(10・30)

▽安曇野 濱 昭次(10・30)

▽草加 飯塚恭代(10・30)

▽東近江 周防清二(10・30)

▽村山 森 一弘(11・2)

▽志摩 谷口 覚(11・2)

▽朝来 山本正之(11・2)

▽五泉 林 茂(11・4)

▽湖南 松原栄樹(11・4)

### 副議長

▽那須塩原 鈴木紀(5・8)

▽岩見沢 大坂龍起(5・18)

▽川西 秋田修一(10・26)

▽守山 濫谷成子(10・27)

▽佐賀 武藤恭博(10・28)

▽むつ 鎌田ちよ子(10・30)

▽安曇野 藤原陽子(10・30)

▽草加 関 一幸(10・30)

▽東近江 北浦義一(10・30)

▽江田島 登地靖徳(10・30)

▽志摩 福田和義(11・2)

▽朝来 木村圭介(11・2)

▽五泉 熊倉政一(11・4)

▽湖南 加藤貞一郎(11・4)

▽安来 作野幸憲(11・4)

▽南魚沼 黒滝松男(11・5)

▽加賀 林 直史(11・5)

▽野洲 高橋繁夫(11・5)

▽南国 岡崎純男(11・5)

▽平戸 山内政夫(11・5)

▽湯沢 遠藤啓治(11・6)

▽米原 北村喜代隆(11・6)

▽鶴岡 上野多一郎(11・9)

▽浜田 平石 誠(11・9)

▽東大阪 鳴戸鉄哉(11・10)

▽甲賀 橋本恒典(11・10)

▽牧之原 中野康子(11・12)

▽泉南 濫谷昌子(11・12)

▽岡崎 山崎憲伸(11・13)

※月日は全て平成27年

### 第28回専門小委が開催

第31次地方制度調査会第28回専門小委員会(委員長 長谷部恭男・早稲田大学教授)は27年12月25日、総務省で開催した。

審議では、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体

### 新庁舎落成

▽豊後高田市(大分県)  
〒879-1069 大分県豊後高田市是永町39-13  
0978-2516450  
ファクス番号は変更なし

## 対応方針を閣議決定

### 27年提案募集方式

政府は27年12月22日、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(内閣府ホームページ <http://www.cao.go.jp/bunken-suis/hin/kakugiketteiyou/kakugiketteiyou-index.html#kakugikettei1222>)を閣議決定した。

27年の提案募集方式において、地方分権改革に関する地方からの提案総数は334件だった。このうち関係府省と

制及びガバナンスのあり方に関する答申案(総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000392270.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000392270.pdf))参照)について議論した。答申案は、前々回の専門小委員会提示された答申案に、委員の意見と前回の専門小委

お知らせ  
本紙1月25日付け第1965号は、第1966号と併せ、2月5日付け第1965・6号として発行します。

員会における地方六団体からのヒアリングを踏まえて作成されたもの。今回の議論を踏まえ、文言などに修正が加えられ、28年に開催される第3回総会に提出される。なお、文言などの修正は長谷部委員長に一任している。

係る各種証明書交付事務の権限移譲(新見市提案)▽開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大(川崎市提案)▽市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項の拡大(横浜市、二本松市提案)なども実現される。また、市の提案主体ではないが、これまでの懸案であったハローワークの地方移管が実現に至ることとなる。実現・対応とされたうち、法律改正により措置すべき事項は所要の一括法案などが今国会に提出される。

### 市が提案主体の重点事項

提案主体/提案名(関係府省)	提案の概要	対応方針の概要
福井市 「サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲」(厚生労働省、国土交通省)	都道府県が有する高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村へ移譲し、同計画を定めた市町村に対し、住宅事業の登録・監督等の事務についても移譲する。	市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等を行うことを可能とする。
瑞穂市 「朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和」(厚生労働省)	26年度の提案により、保育所の保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、保育士以外の経験者などを配置することが特例で限定的に認められたが、より柔軟化・明確化する。	27年度実施の特例については、有識者の意見などを踏まえつつ、保育業務経験者などの要件を明確化した上で28年度以降も実施する方向で検討し、27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
松山市 「中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲」(経済産業省)	都道府県・政令指定都市が有する大店法の規制が緩和される特例区域の指定の事務・権限を中核市に移譲する。	条例による事務処理特例制度により中核市を含む市町村の処理が可能なることを地方公共団体に27年度中に通知する。事務処理特例制度の活用状況を踏まえつつ、中核市の当該事務の実施について、都道府県、中核市の意向やその効果、課題などを確認する。
宇都宮市 「小規模な給水区域及び給水人口変更に係る水道事業の変更届出の簡素化」(厚生労働省)	小規模な給水区域の変更の場合、水道事業の変更の届出に係る「給水人口及び給水量の算出根拠」について、提出の省略や手続きの簡素化を検討する。	①既存の給水区域が現行手引きの水需要予測の簡素化要件に適合②変更認可申請または届出時の拡張給水区域の給水人口が100人以下③拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致などの開発計画がない一を満たす給水区域拡張に係る事業変更は、認可、届出に係る水需要予測を簡素化できるようにする。
さいたま市 「介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲」(厚生労働省)	都道府県が有する介護支援専門員に対する監督事務を指定都市と中核市に移譲する。	介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令、業務禁止に係る事務・権限は、地方公共団体から意見聴取した上で、専門員が業務を行う市町村への付与または移譲を検討し、28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
豊田市 「生活保護受給世帯に対する代理納付事由の対象拡大」(厚生労働省)	政令の代理納付事由に「ライフライン(電気・ガス・水道)」を追加する。	金銭管理支援を自立支援プログラムに位置付けて実施することで効果的な支援ができ、必要に応じ、助言が有効であることを、地方公共団体に27年度中に通知する。
京都市 「生活保護適正化に係る実施機関の調査権限の強化」(厚生労働省)	実施機関の調査に対する回答義務について、金融機関や就労先などの民間事業者にも拡大することを求める。	要保護者等の雇主などに対して協力要請を行うことを検討し、28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
千葉市 「生活保護法に基づく費用返還請求権及び費用徴収権の破産法上における非免責債権化等」(法務省、厚生労働省)	費用返還請求権、費用徴収権を破産法上における非免責債権としての明記などの改正を求める。	費用返還請求権については、生活保護制度の見直しの検討に併せ、破産法の取り扱いなど管理のあり方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。費用徴収権については、破産者に対する免責許可決定の効力が及ばないこと、債務の弁済が偏頗(ば)行為の否認の例外として扱われることを地方公共団体に27年度中に通知する。
豊田市、松山市 「公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条理化」(国土交通省)	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準について、地方公共団体が条例で定められるようにする。	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準は、現在、全国一律に政令で定めているが、条例への委任など地域の実情を反映するよう検討し、28年中に結論を得る。その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

※提案名は、提案当初のもの